

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則 二
- 福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則 三
- 市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則 三
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 四
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 五

福島県教育委員会

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県教育委員

会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「福島県報に公告」を「公表」に改める。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」を「裁決が」と、「決定の日」を「裁決の日」と改める。

様式第二十五号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規則第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」と、改正後の規則様式第十一号中「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、「改正後の規則様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（教育総務課）

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成二十二年福島県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「福島県報に公告」を「公表」に改める。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成二十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規則第七条第四項中「条例第二十一条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一条において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六条の規定による改正前の条例第二十一条」と、改正後の規則第一条中「条例第二十条」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六条の規定による改正前の条例第二十条」と、改正後の規則様式第九号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第110号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」に、「3か月」とあるのは「60日」に、「審査請求」とあるのは「異議申立て」に、「裁決」とあるのは「決定」に、「改正後の規則様式第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」に、「福島県情報公開条例第19条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条

例第110号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」に、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（教育総務課）

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表に次のように加える。

健康教育課	全国高校総体推進室
-------	-----------

第五条第一項第四号中「県立学校」を「教育委員会の所管に属する教育機関（指定管理者を指定している教育機関を除く。）」に改める。

第十一条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 いじめ問題対策委員会に関すること。

第十三条に次の一号を加える。

八 平成二十九年全国高等学校総合体育大会に関すること。

第十三条に次の一号を加える。

2 全国高校総体推進室においては、前項第八号に掲げる事務を行う。

別表第二栄養技師の項の次に次のように加える。

専門保健技師	上司の命を受け、高度な保健指導の業務を処理する。
主任保健技師	上司の命を受け、担任の保健指導の業務を処理する。
副主任保健技師	上司の命を受け、高度な保健指導の業務をつかさどる。
保健技師	上司の命を受け、保健指導の業務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則（昭和四十年福島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**立**」を「**中学校**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（財 務 課）

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則（平成十八年福島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**立**」を「**小学校**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（財 務 課）

市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則（昭和六十年福島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一の二の1の(8)中」を「別表の二の1の(8)中」、「看護師」を「看護師」と、「及び栄養教諭」を「栄養教諭」に、「市町村立学校職員給与負担

法」を「市町村立学校職員給与負担法」に改め、「期間」の下に「及び栄養士の免許取得後栄養士として勤務した期間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職 員 課）

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項に次の一号を加える。

九 誓約書（第七号様式）

第一号様式及び第一号の二様式中「**現住所**」を「**現住所**」に改める。

第四号様式中「**現住所**」を「**現住所**」に改める。

「3 胸 囲」	「3 視 力」
4 視 色 力	4 視 聴 力
5 視 色 力	4 視 聴 力
6 視 聴 力	5 視 聴 力
7 呼 吸 器	6 呼 吸 器
8 呼 吸 器	6 呼 吸 器
9 現在の疾病	7 現在の疾病
10 現在の既往症	8 現在の既往症
11 その他の所見	9 その他の所見

第七号様式中「、第12条—第14条関係」を「、第12条—第14条、附則第4項関係」に改める。

第七号の二様式中「**現住所**」を「**現住所**」に改める。

第十号様式、第十一号様式及び第十二号様式中「**現住所**」を「**現住所**」に改める。

事 項	開設者
-----	-----

第二十二号様式及び第二十五号様式中

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	

修了(履修)年月日	対象免許種
年 月 日	/
年 月 日	
年 月 日	教・養・栄
年 月 日	教・養・栄
年 月 日	教・養・栄

領 域	開 設 者
必修領域	
選択必修領域	
選択領域	

修了(履修)年月日	対象免許種
年 月 日	/
年 月 日	
年 月 日	教・養・栄
年 月 日	教・養・栄
年 月 日	教・養・栄

に改める。

第二十六号様式中

事 項	開 設 者	修了
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力に		

についての理解に関する事項	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	

(履修)年月日	領 域	開 設 者	修了(
年 月 日	必修領域		
年 月 日	選択必修領域		
年 月 日	選択領域		

に改める。

履修)年月日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

附 則 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(義務教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

の一部を次のように改正する。
 第三十七条中「営利企業等に従事」を「営利企業への従事等」に、「兼職等承認(営利企業等従事許可)申請書」を「兼職等承認(営利企業への従事等許可)申請書」に改める。

第十七号様式の二中

「	副 長 課 職	年 月 日	を	主任主任 課 職	年 月 日
」	副 長 課 職	年 月 日	を	副 長 課 職	年 月 日

に改める。

第二十号様式中「(営利企業等従事許可)」を「(営利企業への従事等許可)」に改め、同様式備考2中「(営利企業等従事許可申請書)」を「(営利企業への従事等許可申請書)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第二十号様式による兼職等承認(営利企業等従事許可)申請書は、改正後の福島県立学校の管理運営に関する規則第二十号様式による兼職等承認(営利企業への従事等許可)申請書とみなす。

(高校教育課)

福島県教育委員会訓令第2号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「(営利企業への従事等)」に改め、同条中「営利企業等に従事するための」を「営利企業への従事等をするための」に、「(営利企業等の従事許可申請書)」を「(営利企業への従事等許可申請書)」に改める。

書」を「(営利企業への従事等許可申請書)」に改める。
 様式第二十号を次のように改める。

様式第20号（第18条関係）

営利企業への従事等許可申請書				
福島県教育委員会教育長 様			年 月 日	
			所属 職 氏名（記名押印又は署名）	
1 従事等をし ようとする営 利企業	名 称			
	所 在 地			
	事 業 の 内 容			
2 従事等をし ようとする業 務	職 名		職務内容 と責任の 程度	
	勤 務 先			
	勤 務 の 態 様			
	収 入 額			
	従事等の期間	から まで		
3 営利企業への従事等を必要とする理由				
4 営利企業への従事等が職務遂行に与える影響その他についての所属長の意見	年 月 日 所属長 氏名（記名押印又は署名）			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 従事等をしようとする営利企業の事業内容等についての関係書類を添付すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二十号による営利企業等の従事許可申請書は、改正後の福島県教育庁等服務規程様式第二十号による営利企業への従事等許可申請書とみなす。

(教育総務課)